東広島市立郷田小学校校 長 坂本 博司

気象警報等の発令に伴う学校の措置について

1 対象となる気象警報について

東広島市に「特別警報」、「大雨警報」、「洪水警報」及び「暴風警報」のうちの一つでも発令された場合。

2 気象警報の発令状況及び学校の措置等について

小・中学校長及び幼稚園長(以下「校長」という。)は、原則、次の表のとおり措置を判断する。

	時 刻	警報発令状況	学校等の措置		備 考
登校	午前6時	発令中		自宅待機	
	午前7時	発令中	小・中学校	臨時休業	
	午前7時	解除		繰り下げ登校	通学路の安全等が確保されない場合は、 この限りでない。(校長の判断により対 応する。)
下校	午後3時	発令中	小学校	学校待機 (一斉下校又は 引き渡し下校)	通学路の安全等が確保された場合は、この限りでない(校長の判断により対応する)。その際、学校は、電話・メール等で保護者等へ下校時刻等を周知するとともに危険箇所等を巡視する。
			中学校	学校待機	
	午後5時	発令中	小学校	引き渡し下校	学校は、電話・メール等で保護者等へ連絡できない場合は、学校又は避難場所に 児童を留め置く。また、保護者等を確認 し引き渡しを行う。

- ※ その後の気象状況、通学路の安全の確保等により、上記の表と異なる措置を取る場合は、関係機関(中学校 区内の学校、学校給食センター、いきいきこどもクラブ等)と連携して行う。
- ※ 下校時刻については、気象状況等により、午後3時以前に一斉下校等の措置を行う場合がある。その際、学校は、電話・メール等で保護者、いきいきこどもクラブ等に下校時刻等を周知する。
- ※ 対象となる気象警報以外の警報や警報発令以外の非常災害、その他急迫の事情により、児童生徒の登下校が 困難な場合は、校長の判断により措置する。

【措置例】

臨時休業、自宅待機、授業繰り下げ、授業打ち切り、学校待機、引き渡し下校、措置なし